平成 24 年 11 月 14 日

各　　位

東京都中野区本町一丁目 32 番２号
会 社 名　アクセルマーク株式会社
代表者名　代表取締役社長 尾下 順治
（コード番号：３６２４　東証マザーズ）
問合せ先　管理部門担当取締役 渡邊 祐也
（連絡先　　０３－５３５４－３３５１）

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を行うことを決定し、併せて平成 24 年 12 月 19 日開催の第 20 回定時株主総会に、定款の一部変更に係る議案を付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式を１株につき 100 株の割合で分割するとともに、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用するものであります。

また、当社定款に対し、分割及び単元株制度の採用に伴う所要の変更を加え、その他グループ経営体制を明確にするため、定款第２条（目的）において、当社が子会社を管理する旨の条項を追加するものであります。

２．株式分割の概要

（１）分割の方法

平成 25 年３月 31 日を基準日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上の基準日は同年３月 29 日金曜日）として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式１株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

（２）分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数（注）	44,939 株
今回の分割により増加する株式数（見込み）	4,448,961 株
株式分割後の発行済株式総数　（見込み）	4,493,900 株
株式分割後の発行可能株式総数	17,000,000 株

（注）平成 24 年９月 30 日時点から変動が無いと仮定した株数であります。新株予約権の行使により増加する可能性があります。

（３）分割の日程

基準日の公告日	平成 25 年３月 15 日（金曜日）
基準日	平成 25 年３月 31 日（日曜日）
効力発生日	平成 25 年４月１日（月曜日）

（４）新株予約権の調整

株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式についても同様に調整されます。また、当社発行の新株予約権の１株当たりの行使価格を効力発生日以降、以下の通り調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第７回新株予約権	200,000 円	2,000 円
第 11 回新株予約権	40,000 円	400 円

（５）資本金額の変動

今回の株式分割に伴う当社資本金の額の変動はありません。

３．単元株制度の採用

（１）採用する単元株の数

単元株式数は 100 株とします。

（２）効力発生日

平成 25 年４月１日（月曜日）

（注）平成 25 年３月 27 日時点をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位も１株から 100 株に変更されます。

４．定款の一部変更

（１）変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第２項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議並びに平成 24 年 12 月 19 日開催の第 20 回定時株主総会の決議に基づき、当社定款の一部を変更いたします。

① 株式分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第６条を変更いたします。
② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第７条を新設いたします。また、単元未満株式に係る権利を明確化する観点から、第８条を新設いたします。
③ 上記に伴い、所要な条数の繰り下げを行います。
④ 現行定款第６条の変更並びに変更定款第７条及び第８条の新設に係る効力発生日を定めるため、附則を設けます。
⑤ グループ経営体制を明確にするため、第２条（目的）において、当社が子会社を管理する旨の条項を追加いたします。

（２）変更の内容

変更の内容は別紙の通りです。

（３）日程（予定）

定款変更のための定時株主総会	平成 24 年 12 月 19 日（水曜日）
定款変更の効力発生日（第２条の変更及び附則の新設）	平成 24 年 12 月 19 日（水曜日）
定款変更の効力発生日 （第６条の変更、第７条及び第８条の新設）	平成 25 年４月１日（月曜日）

※変更定款第２条、第８条及び附則の新設につきましては、平成 24 年 12 月 19 日開催予定の第 20 回定時株主総会において、承認可決されることを条件といたします。

以上

＜別紙＞　変更の内容は次の通りであります。　（下線は今回の変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１条　（条文省略）	第１条　（現行通り）
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.～25.　（条文省略）	1.～25.　（現行通り）
【新設】	26.　国内外の会社の株式又は持分を取得、所有することによる当該会社の事業活動の支配、管理
26.　（条文省略）	27.　（現行通り）
27.　（条文省略）	28.　（現行通り）
（発行可能株式総数）	（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、20万株とする。	第６条　当会社の発行可能株式総数は、1,700万株とする。
【新設】	（単元株式数）
	第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。
【新設】	（単元未満株式についての権利）
	第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
	（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利
	（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
	（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利
第7条～第42条　（条文省略）	第9条～第44条　（現行通り）
	附　則
【新設】	第１条　第６条の変更並びに第７条及び第８条の新設の効力発生日は、平成25年４月１日とする。
【新設】	第２条　本附則は平成25年４月１日をもってこれを削除する。

（注）上記変更案記載の第６条の変更及び第７条の新設については、会社法第184条第２項及び第191条に基づき、平成24年11月14日開催の取締役会において決議しております。

■本件に関するお問合せ先
アクセルマーク株式会社
経営企画室　IR担当
【TEL】03-5354-3351 ／【email】ir@axelmark.co.jp